

札幌市里親への委託前養育等支援事業実施要綱

(令和3年3月30日 児童相談所担当局長決裁)

1 目的

この要綱は、令和2年1月30日子発0130第2号厚生労働省子ども家庭局長「里親への委託前養育等支援事業の実施について」を踏まえて、里親委託のための調整期間等における里親の経済的負担を軽減することで、児童と里親の交流や関係調整を十分に行える環境を整備し、更なる里親委託の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、札幌市とする。

3 事業内容

札幌市の登録里親を対象として、里親委託のための調整期間における児童の里親宅における外出及び外泊交流に要する生活費及び交通費を支給する。

対象には、平成19年9月19日子ども未来局長決裁「札幌市ふれあい里親事業実施要綱」による、夏期休暇等の連続した休暇期間等を利用して、児童福祉施設に入所している児童を短期間養育する里親も含む。

4 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。